

雇用機会拡充支援事業経営コンサルタント派遣事業業務委託仕様書

雇用機会拡充支援事業経営コンサルタント派遣事業業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 事業の目的

雇用機会拡充支援事業補助金の支援を受けた事業者については、昨今の経済状況や人材不足、及び経営環境の変化などにより、当初事業計画通りの実績をあげられていない事業者も見受けられる。

本補助金により創出した雇用が安定的に継続されるためには、当初事業計画に沿った事業の実施と、当該実施事業の安定的な経営が不可欠である。

そこで、雇用機会拡充支援事業実施者に対し、経営面において専門的な知識を有する中小企業診断士等の経営コンサルタントを派遣することで、事業の実施状況の正確な把握・分析と、それにより洗い出された課題の解決を図り、当初事業計画に沿った事業実施と雇用計画達成に資することを目的とする。

2 五島市雇用機会拡充支援事業の事業実施者数

令和6年度五島市雇用機会拡充支援事業の事業実施者数については下記のとおり。

年度	件数	内訳
令和6年度	30件	創業1件、事業拡大29件

3 業務委託内容

(1) 過去に五島市雇用機会拡充支援事業補助金を活用した事業者のうち、市が指定する事業者に対し、中小企業診断士の有資格者を派遣し、経営状況の把握と課題の洗い出し、及び経営指導を行う。

① 雇用機会拡充支援事業における事業計画の進捗状況の把握、業績評価指標及び雇用計画達成状況の把握を行うこと。

② 業績評価指標や雇用計画等の目標値が達成されていない場合は、その理由や改善方針、目標達成時期の把握を行うこと。

③ 事業者の経営に関する課題や問題点を洗い出し、業績評価指標及び雇用計画を達成・継続するために必要な指導を行うこと。

(2) コンサルティング結果を整理し、個別事業者の面談結果とその分析や課題を報告書として市へ提出すること。

(3) 事業者との面談は、事業者と調整の上、WEB面談も可とする。

(4) 対象事業者数：30件（令和6年度事業実施者数）

(5) 1事業者あたり最低2回の面談をおこなうこと。

※事業者が望まない場合を除く

4 注意点等

業務については、五島市及び対象事業者と協議しながら進めること。

5 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間 契約締結の日から令和8年2月2日(月)

(2) 業務スケジュール(案)

実施時期	内容
令和7年6月下旬～令和7年12月下旬	事業者面談・指導期間
令和8年1月中	実績報告書作成

※上記以外は、提案によるものとする。

6 報告書及び求める成果品

以上の内容について、業務結果報告書としてまとめること。

(1) 業務結果報告書(A4判) 1部

(2) 指導記録簿 1部

(3) 指導所感書 1部

(4) 上記すべてにかかる電子データ 一式

※(3)指導所感書については、各指導期間が終了後、速やかに市に提出すること。その他の成果品については令和8年2月2日までに提出すること。